

閲覧用

令和6年9月25日

第9回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和6年 第9回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日（水曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員9名・農地利用最適化推進委員6名 合計15名）

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局長

高 橋 正 志

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長

富 川 隆 一

事務局主事 半 澤 壮 都

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

事務局員 佐 藤 香 織

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対し、その適否を審議する件

○日程第4 報告

報告第1号 農地法第5条第1項ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について

5. 会議概要

午前 9 時 50 分 開会

○事務局長 はい、皆さんこんにちは。（「こんにちは。」の声あり。）

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。只今から令和 6 年第 9 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。

では会長よろしく申し上げます。

○会 長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

大変ご苦勞様です。今月中旬まで暑い日が続いていましたが、ここ数日になって気温が下がり寒いと感じる日が続いております。農作業は体調に注意して取り組んで頂きたいと思います。それと今は稲刈り時期ということもあり稲作農家の方々は大変ご苦勞されているかと思うので、スピーディーに会議を進めて行きたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは早速会議に入ります。

○議 長 本日は全員出席でございますので、農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項の規定を満たしておりますので、この総会は成立している事をまず報告致します。

それでは日程第 1「会議録署名委員の指名」についてですが、大河原町農業委員会会議規則第 31 条第 3 項の規定に基づきまして、5 番の佐藤富男委員と 6 番の庄司貞良委員にお願い致します。よろしく申し上げます。

それから 2 番目の「会期の決定」でございますが、本日の会議は一日でよろしいでしょうか？お諮りします。（「はい。」の声あり。）

はい、ありがとうございます。異議なしという事で、本日一日と決定させていただきます。

次に日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は議案が第 1 号から第 3 号の議案まで、報告事項が第 1 号から第 2 号となっておりますので、よろしく申し上げます。それでは第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるもの。」進行番号 1・西部地区。申請地と致しまして、小山田字南。地目が台帳及び現況が田。面積が 1,026 m²。その外 2 筆ございまして、合計田 3 筆、面積が 2,904 m²となります。理由と致しまして、賃貸人農業経営規模を縮小し賃借する。賃借人当該土地を借り受け、農業経営の充実を図る。権利の設定又は移転の別としまして賃借権設定。対価総額又は賃借料と致しまして物納で 87 kg、10 アール当たり 30 kg。契約期間が令和 6 年 10 月 1 日から令和 16 年 9 月 30 日まで。経営状況その他詳細については総会資料記載のとおりです。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、高橋委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、習得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲渡人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題箇所はありませんので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願いします。ございませんか？（「はい。」の声あり。）

では質疑なしと認めまして、これから採決を致します。第1号議案・進行番号1について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成という事で、許可相当と致します。はい、ありがとうございます。

続きまして第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、字新南。こちら地目が台帳及び現況が畑。面積が351㎡。その外2筆ございまして、合計畑3筆で、1,039㎡となります。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、宅地分譲を行う。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして宅地分譲6区画。工事時期が令和6年11月1日から令和6年11月15日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願いします。はい、高橋委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は中部4号公園南西側の住宅密集地にあり、平坦かつ区画整理されている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。近くに田んぼがありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題箇所はないと思われますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決を致します。第2号議案・進行番号1について、許可相当として知事に進達する事に賛成の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

はい、次に第2号議案・進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 2。申請地と致しまして字緑町。地目が台帳及び現況が畑。

面積が 330 m²。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして居宅建築 130 m²、駐車場 4 台分。工事時期と致しまして許可日から令和 7 年 4 月 30 日まで。農地区分が第 3 種農地となります。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。はい、高橋委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は大河原公園西側の住宅地にあり、平坦かつ区画整理されている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に畑は点在していますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題箇所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい、ございませんという事で質疑なしと認めまして、これから採決を致します。第 2 号議案・進行番号 2 について、許可相当として知事に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第 2 号議案・進行番号 3 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 3・西部地区。申請地と致しまして、字西桜町の一部。地目が台帳及び現況が畑。面積が 390.06 の内 363.28 m²となります。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、宅地分譲を行う。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして宅地分譲が 2 区画。工事時期と致しまして許可日から令和 6 年 11 月 18 日まで。農地区分が第 3 種農地となります。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、加藤委員。

○加藤委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は西桜 2 号公園近くの住宅地であり、平坦かつ区画整理されている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺は宅地であり影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題箇所はないと思われます。ご審議方よろしく願います。

○議 長 はい、どうもありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。ございませんか？（「ないです。」の声あり。）

はい、なしという事でございますので、これから採決を致します。第 2 号議案・進行番号 3 について許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第2号議案・進行番号4を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号4・西部地区。申請地と致しまして字西桜町の一部。地目が台帳及び現況が畑で、面積が26.77㎡。理由と致しまして譲渡人相手方要望により贈与する。譲受人隣地を所有しているため、当該土地を譲り受け、敷地拡張する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして自宅敷地拡張となります。工事時期と致しまして許可日から令和6年10月31日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。はい、加藤委員。

○加藤委員 はい。この案件については、譲渡人が同じであり先ほどの隣地でもありますので、進行番号3と同意見であります。よろしくご審議お願いします。

○議長 はい、ありがとうございます。前の案件と同じという事でございますので、皆さんの方から質疑があれば挙手でお願いします。（「ありません。」の声あり。）

はい、質疑なしと認めます。これから採決を致します。第2号議案・進行番号4について、許可相当とする事に賛成の方挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございました。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に第2号議案・進行番号5を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号5・金ケ瀬地区。申請地と致しまして、字広表。地目が台帳及び現況が畑。面積が305㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして居宅建築104.34㎡、駐車場が5台分。工事時期と致しまして令和6年11月1日から令和7年5月31日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所はさくらの杜の近くで、平坦かつ区画整理されている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田んぼはありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当しません。5、意見について。特に問題箇所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ございませんという事ですので、これから採決をします。第2号議案・進行番号5について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号1・金ヶ瀬地区。土地と致しまして、金ヶ瀬字三吉。地目が台帳及び現況が田。面積が1,009㎡となります。利用権の設定の内容と致しまして、利用権の種類は賃借権設定。内容は水田利活用。借賃と致しまして物納60kg、一反分あたり60.54kgとなります。期間が令和6年10月1日から令和16年9月30日までの10年間。利用権の設定を受ける者の経営状況その他詳細については総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場が整備された地区もありますが、一般的な稲作を行うという事なので特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手でお願いします。(「ありません。」の声あり。)

はい、質疑なしという事でございますので、これから採決を致します。第3号議案・進行番号1について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に報告第1号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。報告第1号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、字火の崎。地目が台帳及び現況が畑。面積が34㎡。その外2筆ございまして、合計畑3筆で面積が252㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により譲り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、送電鉄塔の建替工事として鉄塔を建築する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして送電鉄塔建築。工事時期と致しまして許可日から令和7年3月31日まで。農地区分が農振農用地となります。またこちら進行番号2と関連がありますので、続けさせて頂きます。進行番号2・西部地区。申請地と致しまして、字火の崎。地目が台帳及び現況が畑。面積が223㎡。田6筆、畑10筆、合計16筆となります。面積が2407.36㎡。理由と致しまして、賃貸人相手方要望により貸し渡す。賃借人進行番号1の鉄塔建築のため、当該土地を賃借し、工事に伴う資材置場及び通路として令和7年3月まで一時使用するとなります。権利設定又は移転の別と致しまして賃借権設定。施設概要と致しまして送電鉄塔

建築工事に伴う資材置場・通路。工事時期と致しましては先ほどと同様になります。農地
区分も同じくなりますので省略致します。以上報告とさせていただきます。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。皆さんの方から質
疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「はい。」の声あり。）

はい、なしという事でございますので、これで報告第1号。進行番号1そして進行番号
2を終わりたいと思います。

続きまして報告第2号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約につい
て」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。報告第2号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進
行番号1・西部地区。土地と致しまして、字南桜町。地目台帳が宅地、現況が畑。面積が
340.95㎡。理由と致しまして、双方の合意により解約する。土地の引き渡し時期合意解約
日が令和6年9月4日となります。以上報告致します。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。皆さんの方から
質疑のある方、挙手をお願い致します。（「ないです。」の声あり。）

はい、なしという事でございますので、これで報告第2号の進行番号1を終わりたいと
思います。

以上を持ちまして本日の案件は全て終了致しました。大変お疲れ様でございました。こ
れで会議の方を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○事務局長 はい、最後に閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。

○会長職務代理者 今日は全ての案件について賛成を頂きました。ありがとうございました。以上で
会議を終わります。（「お疲れ様でした。」の声あり。）

午前10時22分 閉会

令和6年9月25日の会議録署名委員

議 長 長 山 清 市



署名委員（5番委員） 佐 藤 富 男



署名委員（6番委員） 庄 司 貞 良



令和6年9月 第9回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）